
安全の 手引き

- I. 防犯の手引き
II. 緊急時に備えた心得
別添:参考資料集
-

在ストラスブール日本国総領事館

令和4年1月版



目 次

はじめに	1
I. 防犯の手引き		
(1) 防犯の基本的な心構え	3
(2) 犯罪の発生状況／防犯対策	4
(3) 中・長期滞在者の安全対策	6
(4) 盗難等の被害に遭った場合	6
(5) 当地交通事情と事故対策	9
II. 緊急時に備えた心得		
(1) 平素の心構え	10
(2) 連絡体制の整備	10
(3) 緊急時の行動	11
(4) 緊急時の準備	11
おわりに	12

はじめに

当館管轄地域である、グラン・テスト地域圏（旧アルザス地域圏、旧ロレーヌ地域圏、旧シャンパーニュ＝アルデンヌ地域圏（*1））、ブルゴーニュ・フランシュ＝コンテ地域圏（*2）は、仏国内でも比較的安全な地域と言われていましたが、2018年12月にストラスブール市のクリスマス・マーケット付近における銃撃事件が発生し、多くの死傷者を出しました。

また、アルザス地域圏では年末年始に車両放火や強力な花火、爆竹を使用し、警察官等を襲撃するといった都市暴力が発生しています。2021年12月バ＝ラン県及びオ＝ラン県で花火類の売買や使用の禁止条例を出し、治安当局も摘発に努めましたが、ストラスブールでは車両被害が約90台、逮捕者が約15名に上りました。

フランスでは、自ら過激化して予見困難な行動を起こす者によるテロを治安上の課題として掲げ、各種テロ対策を強化しており、現在、国内全土がテロ警戒区域に指定されています（ヴィジピラート計画による）。

フランスを取り巻く国内外の情勢を十分に認識し、テロ等に巻き込まれることがないように、海外安全情報及び報道等から最新の治安・テロ情勢等の関連情報入手に努め、日頃から危機管理意識を持つとともに、状況に応じて適切な安全対策を講じるよう心掛けてください。

また、大規模自然災害等に対しても、いざという時のための備えが必要ですので十分注意を払ってください。

当館では、皆様が安全対策を実行されるに当たって、被害事例や対処方法などをお知らせすることにより、被害に遭わない、被害を出来るだけ防ぐために助言をさせていただき目的で本マニュアルを作成しました。本マニュアルを参考に各自で対策を実行し、フランス滞在が安全なものとなるようお気を付けください。

なお、海外の安全情報に関しては、外務省海外安全ホームページを御参照ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/life/>

当館から在留邦人の皆様に、一般領事情報、広報文化行事その他有益と思われる情報、テロ事件や大規模自然災害等の緊急事態発生時並びに新型コロナウイルス関連に関する情報を領事メールで発信しておりますので、登録をお願い申し上げます。登録方法については次のとおりとなっております。

(*1) シャンパーニュ＝アルデンヌ内の管轄はオート＝マルヌ県のみ / (*2) フランシュ＝コンテ側のみ管轄

当館発領事メール

本メールを受信するためには、「在留届(*)」又は「たびレジ(*)」をご登録いただく際に、ご自身の電子メールアドレスを入力いただく必要があります。また、お届けのメールアドレスに変更がございましたら、以下のウェブサイトにてご変更いただくか、当館領事班までお知らせください。

(*)「在留届」は3か月以上海外に滞在される方、「たびレジ」は3か月未満海外に滞在される方がそれぞれご提出いただく届出です。皆様の滞在地域で不測の事件・事故・災害等が発生した際、速やかに邦人滞在者様の安否を確認するために必要となるデータですので、必ず登録をお願いいたします。

- ・ 在留届 登録… <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/agree.html>
変更… <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>
- ・ たびレジ 登録… <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simpleAgree.html>
変更… <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>
- ・ 在ストラスブール日本国総領事館 領事班
Tel:+33(0)3 88 52 85 00 / E-mail: consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp

I. 防犯の手引き

(1) 防犯の基本的な心構え

① スキを作らない

⇒犯罪者はあなたの行動を観察し、スキがあるかどうかを判断します。あなたの動きは周囲からよく見られていると自覚する必要があります。

- ・ おしゃべりや買い物に夢中になり過ぎない。
- ・ 目立たないこと（高価な装飾品を身に付けたり、ブランド品を持ち歩いたりすれば、犯罪被害を誘発します）。
- ・ 両手に買い物袋などを持たない。
- ・ バッグの口を開けたままにしない（ファスナー付カバンを使用する）。
- ・ レストランなどで、荷物を置いたまま離席しない（鞆やコートをイスの背もたれに引掛けるのは、盗難被害を誘発します）。

② 自分にスキがないか振り返ってみる

⇒人混みに入る前、ホテルのチェックイン・アウト時など…ほんの数秒のチェックが被害防止に繋がります。無意識にこの確認行為ができるよう、癖になるまで繰り返してください。

- ・ バッグ、ポケットに手を当て、感触を確かめる。
- ・ 鞆のチャックが閉まっているか確認する。
- ・ 歩いている場所が危険なエリアではないか確認する。
- ・ 不審者や不審車両に尾行されていないか、振り返るなどして確認する。

③ 強引にスキを作られることもある

⇒スキを見せないよう注意していても、あなたの気を逸らそうと仕向けてくる犯罪者もいます。路上などで話しかけてくる者を安易に信用せず、警戒心を保ち、注意力が散漫にならないよう心掛けてください。

- ・ エスカレーターで物を拾うふりをして、あなたの前で突然立ち止まる。
- ・ 電車やバス内で複数の者に囲まれ、身動きが取れなくなる。
- ・ 時間や道を尋ねられる。

*子供のスリ集団も存在しています。少年少女が突然周りに集まって来た時は、気を許さず、むしろ警戒心を高める必要があります。

上記の事項を参考にしていただくと同時に、ここは外国であり日本国内のような安全な場所でない、ということを十分に認識することが重要です。

(2) 犯罪の発生状況／防犯対策

当地において邦人が遭遇する犯罪被害の大部分が、盗難（スリ・置引き）による被害であり、これまで当館に届出のあった主な被害場所は、①鉄道（列車内）②鉄道駅③観光スポット④ホテル⑤駐車車両等です。

これらの場所における盗難の形態及び対策は、以下のとおりです。

※当地で銃器・刃物使用の犯罪が全くないということではありません

① 鉄道（列車内）

盗難の手口は、ほとんどがスリ・置引きで、車内で居眠りをしている間に衣類や荷物から貴重品を窃取されるケースが多く見られます。過去には、ナンシー方面の列車内にてリュックサックから貴重品のみ抜き去る巧妙な手口や、南仏に向かう寝台列車で、旅券の入ったバックを盗まれるという事例も報告されています。

【対策】

荷物棚又は荷物置場に荷物を置く場合は、南京錠を併用するなど確実に施錠を行った上で、移動中も所在を確認してください。客席に携行する手荷物については、膝に抱えるなどして常に荷物を意識するようにしてください。貴重品についても、衣類の内ポケットやインナー型のセキュリティポーチに入れるなど、携行方法を工夫する必要があります。

② 鉄道駅

駅（特にストラスブール中央駅、コルマル駅）で盗難被害が多く発生しており、そのほとんどが置引き被害ですが、その他にも「代わりに切符を買ってあげる」などと親切な人間を装い、切符の釣り銭やクレジットカード情報を騙し取るというケースも発生しています。

【対策】

駅では、時刻表や料金のチェック、不慣れな券売機の操作等で荷物から目を離しがちです。犯罪者は不慣れな観光客を常に観察し、接近してきますので、駅で話しかけてくる人間には対応しない、カバンは前掛けし、スーツケースは自分の眼前に置く、周囲を確認する癖をつけておく等の対策が必要です。

③ 観光スポット

ストラスブール市では、特にブログリー広場および大聖堂前広場の2か所で邦人旅行者が盗難被害に遭っています。

特に11月最終週から12月末にかけ、クリスマス・マーケットの開催時

期は、会場等の周辺で、国外から流入してきた窃盗団によるスリ被害が頻発する傾向にあります（※）。

【対策】

人が密集する場所に出掛ける際は、リュックサック等の大きなカバンの携行を避ける、貴重品はインナー型のセキュリティポーチに収納する、クレジットカードや現金は複数の箇所分散して所持する等の盗難対策が必要です。

※テロ対策の一環で、チェックポイントでは大きな荷物（リュックサックやスーツケース）は強制的に検査されます。また、巡回中の警察官が職務質問を行います。テロ防止及び訪問客側の煩わしさを避ける観点から、当局は、小さな鞆を携行するよう呼びかけています。

④ ホテル

被害の多くが置引きによるものです。これはホテルの格付けに関係なく、ホテル内レストラン（特に朝食時）、ロビー、フロント等、食事や会話で荷物から目を離してしまいがちな場所での被害が顕著です。

その他、ホテル居室内（就寝中・外出中）に窃盗犯が侵入し、金品等を持ち去る事例も発生しています。

【対策】

フロントでチェックイン／アウトを行う際は、荷物を自分の眼前に置く、手から離さない等のことを意識し、置引きを防ぐ必要があります。

また、ホテル内レストランのビュッフェやトイレなどで短時間離席する際も、必ず貴重品を携行して下さい。その他、「就寝の際には扉のチェーン錠等でしっかり施錠を行う」、「外出の際には旅券・カード等の貴重品を携行する」などの対策を行う必要があります。

【注意！】ホテルの居室備付けのセキュリティボックスは、暗証番号を設定していても簡単に解除されてしまいますので、外出時の貴重品保管場所としては適当ではありません。

⑤ 車輛関係（車上荒らし等）

路上駐車中の車両からカバンが盗難に遭った事例があります。また、運転中、赤信号や交差点等の停止位置で停車したところ、窓ガラスを割られ車内のバック等を強奪されるという粗暴な事例も報告されています。

【対策】

車両を駐車する際は、車外から見えるところに所持品は一切置かず、貴重品は必ず携行してください。また、走行中はドアロックを確実に行うとと

もに、バック類はトランク、貴重品は足下に置くよう心掛ける必要があります。



(3) 中・長期滞在者の安全対策

住宅（選定方法及び安全対策等）

住宅の選定に当たっての留意点

- ・住居選定地区の治安状況等を考慮する。
- ・地上階等に店舗が入っていない建物を選定する。
- ・なるべく上の階を選定する。

不在時の対策

- ・防犯シャッターを使用する。
- ・留守中はタイマー付きランプを作動させる（感光式スイッチ付きでも可）。
- ・家庭内のLANに接続出来るIPカメラ（最近では100€を切る安価なIPカメラも多く販売されています）を屋内に設置し、家の様子を遠隔監視する。
- ・玄関等に見せ金を置いておく（不必要に荒らされるのを避けるため）。
- ・貴重品の証拠写真や領収書の保管（マルチリスク型保険に対応するため）。
- ・長期間不在にする場合は、最寄りの警察署にパトロール強化の依頼を行うとともに、郵便物が溜まらないよう知人等に回収してもらう。

※自宅に滞在中でも、特に夏場は、マンションの外壁をよじ登って開放した窓から侵入した何者かに金品を盗まれる被害が確認されています。このため、窓を開放する際はチルト方式にすることをお勧めします。

(4) 盗難等の被害に遭った場合

ア 盗難等の対策を行っていたとしても、トラブルを完全に避けることができない場合もあります。万一、被害に遭った場合の対応・留意事項は次のとお

りです。

【緊急時】

① 直ちに「**17番または112番**（緊急通報（固定電話・携帯電話共通）」に電話し、被害状況を通報します。

② 通報時に、どの警察署に「盗難届(Déclaration de vol)」を出すべきか、指示がありますので、その指示に従い盗難届を提出し、「盗難届証明書(Récépissé de déclaration de vol)」をもらいます。この証明書は、パスポート（旅券）やクレジットカード等の再発行に必要であるとともに、各種保険請求手続きに欠かせない書類です。

③ フランスの各県中央警察署は、当業務を24時間受け付けています。

なお、電話による予約受付・盗難届の作成等は受け付けていませんので、直接最寄りの警察署に出向いて下さい（警察署の連絡先は巻末の参考資料集をご参照下さい）。

【緊急時以外】

① 直接最寄りの警察署へ赴く。フランスでは、被害に遭った場所にかかわらず、どこの警察・憲兵隊に対しても被害届を提出することができます。

または

② 内務省ホームページ（※）から、オンラインの事前届出（*La Pré-Plainte en Ligne* / 英：Online Pre-Complaint）を利用する。なお、利用は以下のケースに限られ、届出手順の都合上、時間的余裕がない方は要注意です。

※ <https://www.pre-plainte-en-ligne.gouv.fr/>（仏語のみ）

ケース1 財産犯（窃盗、器物損壊、詐欺）、又は、名誉毀損・中傷等の被害にあった場合

ケース2 犯人がわからない場合

※届出手順は、以下のとおりです。

手順1 届出をする場所（警察署・憲兵隊）を選択

手順2 指定した警察署・憲兵隊から連絡があるので、出頭時間等を調整

手順3 合意した出頭日時に所定の場所に出頭の上、被害届にサインする

イ パスポート紛失時は、以下(a), (b)の2つの対処方法があります。

(a) パスポートの新規発給（原則2日後発給）

(b) 「帰国のための渡航書」の発給（帰国に間に合うように発給）

*帰国まで時間的余裕がなく、他国に赴くことなく日本に直接帰国される場合、「帰国のための渡航書」にて帰国することが可能です。

【必要書類】

パスポート、「帰国のための渡航書」の発給には以下の書類が必要です。
なお、「帰国のための渡航書」申請の際、戸籍謄本、運転免許証等がない場合は、当館領事窓口にご相談ください。

- (ア) 警察の盗難証明書 (Récépissé de déclaration de vol)
- (イ) 戸籍謄(抄)本 6か月以内に発行されたもの
- (ウ) 写真2葉(縦4.5cm×横3.5cm) 最近6か月以内に撮影したもの。
- (エ) 本人が確認できる書類 日本の運転免許証等の公文書(国際免許含む)
- (オ) フランス滞在許可証(提示) ※在留邦人の方のみ
- (カ) 日本への航空券(航空券予約証明書) ※「帰国のための渡航書」の申請の場合のみ

※シェンゲン領域内においてパスポートを紛失した際の注意事項について、以下をご確認ください。パスポートを所持しないまま、国境を越えることのないようご注意ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen.html

ウ クレジットカードの盗難

クレジットカードの盗難に遭った場合、早急に使用停止の手続きを取りましょう(この使用停止手続は、本人以外には出来ませんのでご注意ください)。

なお、緊急でお金が必要なときは、クレジットカード会社からの緊急キャッシングサービスにて送金を受けることができます場合があります。詳しくはクレジットカード会社にお問い合わせください。

●日本へのコレクトコール(KDDI)

日本で発行されたカードであれば、このコレクトコールを通じ各カード会社の緊急連絡先へつないでもらうことも可能です。なお、この番号へも固定電話から無料で通話が可能ですが、携帯電話からだとつながらないか、つながっても料金が発生する場合がありますのでご注意ください。

TEL:0-800-99-0081 (24時間日本語対応)

○Visaカード(Visa)

TEL:0-800-919-552 (24時間日本語対応)

○マスターカード(Master)

TEL:0-800-90-1387 (24時間日本語対応)

+1-636-722-7111 (24時間日本語対応、コレクトコール可)

○J C Bカード

TEL : 00-800-0009-0009 (24 時間日本語対応)

○U Cカード

TEL : 00-800-8005-8005 (24 時間日本語対応)

○D Cカード

TEL : 00-800-3770-1818 (24 時間日本語対応)

○ダイナースカード (Dinars)

TEL : +81-3-6770-2796 (24 時間日本語対応)

○カルトブルー (Carte Bleue)

TEL : 0-892-705-705 (仏語)

(5) 当地交通事情と事故対策

当地の交通法規は日本とは大きく異なることを認識の上、安全運転を心掛けて下さい。代表的な相違点は下記の通りです。

- ・ 車輦は右側通行、右側優先
- ・ 自転車も車道を走行している（自転車専用道があるところを除く）
- ・ 信号の無い「円形交差点 (rond-point)」が多く存在する
- ・ 路上や中央分離帯における駐車が一般的（死角が多く、見通しが悪い）
- ・ 明らかに怪我人のいない、接触等の交通事故の場合、警察は介入せず、当事者及び保険会社同士で対応する（以下参照）

万が一事故（人身事故を除く）に遭った際には、「交通事故示談調書 (CONSTAT AMIABLE D' ACCIDENT AUTOMOBILE)」に、当事者同士で必要事項を記入し、加入保険会社に連絡します。

交通事故示談調書は、事故時に使用できるよう車輦内に常備しておく必要があります。また、事故に遭遇した際は、動揺のあまり自分にとって不利な情報を記入してしまう恐れがあります。そのような事態に陥らないよう、前もって記入できる箇所（氏名、車輦情報等）はあらかじめ記入しておき、現場で記入すべき項目が何なのかを事前に把握しておくことにより、事故処理を円滑に、冷静に進めることが可能となります。

なお、人身事故に遭遇した際は、速やかに警察（17番）に連絡してください。

II. 緊急時に備えた心得

(1) 平素の心構え

緊急事態発生時、最も重要になるのは「情報」です。

どこで何が起きているのか、発生した事態により誰がどのように影響を受けているのか、家族や知人、友人、同僚等は無事なのかといった情報等を集めるとともに、自分や家族の安否情報を、関係者に発信する必要があります。

パニックに陥らずにこれらのことに対処するため、関係者の連絡先を書いたリストの作成や、避難場所の設定等をあらかじめ行っておく必要があります。

また、緊急事態が発生した際には流言飛語（デマ）が飛び交うことが多いので、不確実な情報に惑わされないためにも、根拠の無いうわさ話に飛びつかない、1つの話題に関して複数のニュースソースを確認する、等の対策を心掛けてください。

緊急事態が発生した場合には、以下の手段を用い、順に情報を発信します。この他にも現地テレビ・ラジオ、インターネット等を通じ、積極的な情報収集に努めてください。

- ・総領事館…緊急一斉Eメール配信(在留届、たびレジの登録者に配信)
- ・外務省 安全対策ホームページ… <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・NHKワールド 海外安全情報ページ

… <https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/anzen>

(2) 連絡体制の整備

- ① 当館管轄内に3か月以上滞在される方は「在留届」、3か月未満の滞在予定の方は「たびレジ」の登録をお願いいたします(2ページ目参照)。
- ② 緊急事態に備え、家庭全員の日常の行動エリア、通勤通学の経路、利用交通機関等の情報をお互いに把握しておいてください。会社や団体におかれましても、緊急時の責任者をあらかじめ選定し、避難訓練・緊急連絡訓練等を定期的に行うよう心掛けてください。
- ③ 緊急時には、携帯電話は長時間使用不可能になることも想定されます。場合によっては、固定電話も不通になり得ますので、そのような場合の情報伝達手段について、家族や職場であらかじめ検討しておく必要があります。

また、緊急時の集合場所、一時避難先等をあらかじめ確保しておくことをお勧めします。

- ④ 携帯電話のバッテリー切れも考慮に入れ、緊急連絡先はメモにして常時携帯するようにしてください。

(3) 緊急時の行動

【冷静】

緊急時には、事態の迅速・正確な把握が困難なこともあり、パニックに陥りがちです。深呼吸をし、周囲の状況を確認し、避難する必要の有無、家族や職場への連絡手段の有無等について考えてみましょう。

【情報の選別】

緊急時には、デマも含め様々な情報が飛び交います。いい加減な情報、誤った情報に惑わされないよう、根拠の無いうわさ話に飛びつかない、常に複数の情報ソースを確認する等の対策を心掛けてください。

【行動】

テロや事故等の緊急事態に遭遇してしまった場合、現場からなるべく遠ざかる必要があります。例えば銃声や爆発音などの大きな物音が聞こえた場合、以下のような行動（対策）を取ることが考えられます。

- ・身を低くして直ちに建物の壁や塀、柱などの硬い物で身を隠し、可能であれば速やかにその場から離れる。避難する際も、壁や車両などの遮蔽物があれば活用し、頭部を守るように身を低く保つ。
- ・屋内から屋外に避難することが難しいと判断した場合、室内の出入口を施錠してバリケードを張り、テレビやオーディオを消音して携帯電話はマナーモードに設定、室内を消灯して窓から遠ざかる。
- ・17番または112番に架電し、救助を求める。また、家族間や勤務先等の取り決めに従い、関係者に自らの安否や状況の報告をする。
- ・到着した当局に対し、両の手のひらを開いて頭上に上げ、また、当局に向かって駆け足で近づかない（脅威ではない旨の意思表示）。

(4) 緊急時の準備（感染症対策を含む）

フランスでは、緊急事態用の過度な備蓄は必要無いと考えられますが、政府の指示で外出することができなくなるなど、付近での買い物が一時的に困難になる可能性はありますので、食料（缶詰等の保存食を中心に）、飲料水、乾電池等はある程度準備しておくことをお勧めします。

おわりに

海外で滞在・生活するにあたってトラブルに巻き込まれないためには、日頃の
情報収集や安全対策を面倒と思わず、興味を持って向き合ってみること、そして
自分自身の身は自分で守るという防犯意識をしっかりと持つことが肝要です。

世界各国に設置されている、大使館・領事館・領事事務所等の在外公館は、在留邦人の皆様の支援・保護を最も重要な任務の一つとしていますが、この「支援・保護」は、皆様の**自助努力の支援**を意味しているものである点を御理解いただければ幸いと存じます。

参 考 資 料 集

参考連絡先

外務省・大使館・総領事館・領事事務所

当館管轄内の警察署、医療機関、県庁

参考連絡先

・外務省 TEL (代) +81-3-3580-3311

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html>

【大使館・総領事館・領事事務所】

・在フランス日本国大使館 TEL 01 48 88 62 00

7, avenue Hoche, 75008 Paris

https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

管轄区域：在ストラスブール総領事館及び在マルセイユ総領事館、在リヨン領事事務所が管轄する区域を除く全地域

・在ストラスブール日本国総領事館 TEL 03 88 52 85 00 Fax 03 88 22 62 39

20, Place des Halles, 67000 Strasbourg

https://www.strasbourg.fr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

管轄区域：グラン・テスト地域圏（シャンパーニュ＝アルデンヌ地域はオート＝マルヌ県のみ管轄）、ブルゴーニュ・フランシュ＝コンテ地域圏（フランシュ＝コンテ地域側のみ管轄）

・在マルセイユ日本国総領事館 TEL 04 91 16 81 81 Fax 04 91 72 55 46

70, avenue de Hambourg, 13008 Marseille

https://www.marseille.fr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

管轄区域：プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール地域圏、コルス地域圏、オクシタニー地域圏

・在リヨン領事事務所 TEL 04 37 47 55 00

131, Boulevard de Stalingrad, 69100 Villeurbanne

https://www.lyon.fr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

管轄区域：オーヴェルニュ＝ローヌ・アルプ地域圏

【警察関係】

<p>・バ・ラン県（67） 警察又は憲兵隊緊急連絡電話 TEL :17 消防緊急連絡電話 TEL :18</p> <p>ストラスブール警察署 (Hôtel de Police) TEL :03 90 23 17 17 34, route de l' Hôpital B.P. 205, 67000 Strasbourg Cedex</p> <p>遺失物保管所 (Bureau des Objets Trouvés) TEL : 03 68 98 51 51 (SNCF ストラスブール中央駅) TEL : 3635 (CTS) TEL : 03 88 77 70 70</p>
<p>・ドゥー県（25）Hôtel de Police de Besançon 2, avenue de la gare d' eau 25000 BESANCON TEL : 03 81 21 11 22</p>
<p>・ジュラ県（39）Commissariat Central de Lons-le-Saunier 6, avenue du 44^e Régiment d' Infanterie 39000 LONS-LE-SAUNIER TEL : 03 84 35 17 10</p>
<p>・オート・マルヌ県（52）Commissariat Central de CHAUMONT 1-3, avenue Carnot 52000 CHAUMONT TEL : 03 25 03 85 50</p>
<p>・ムルト・エ・モーゼル県（54）Hôtel de Police de Nancy 38, boulevard Lobau 54000 NANCY TEL : 03 83 17 27 37</p>
<p>・ムーズ県（55）Commissariat Central de Bar-le-Duc 59 rue du Bourg 55000 BAR LE DUC TEL : 03 29 79 00 17</p>
<p>・モーゼル県（57）Hôtel de Police de Metz 45, rue Belle-Isle 57000 METZ TEL : 03 87 16 17 17</p>
<p>・オ・ラン県（68）Commisariat Central de Police de Colmar 2, rue de la cavalerie 68000 COLMAR TEL : 03 89 29 47 00</p>
<p>・オート・ソーヌ県（70）Commissariat Central de Vesoul Place du 11^e Chasseur 70000 VESOUL TEL : 03 84 96 34 21</p>

<p>・ ヴォージュ県 (88) Commissariat Central d' Epinal 2, place Clémenceau 88000 EPINAL TEL : 03 29 69 17 17</p>
<p>・ テリトワール・ド・ベルフォール県 (90) Hôtel de Police de Belfort 1, rue du manège 90000 BELFORT TEL : 03 84 58 50 00</p>

【医療関係】

SAMU	TEL : 15
SOS Medecins	TEL : 03 88 75 75 75
Hôpital Civil (総合病院)	TEL : 03 88 11 67 68
Rhena Clinique(総合病院)	TEL : 03 90 67 43 62
Centre Flora Tristan (DV 被害(女性対象)相談窓口)	TEL : 3919

*当地には日本人医師及び日本語を解する医師はいません。

【県庁 (PREFECTURE)】

<p>・ ドゥー県 (25) Préfecture du Doubs 8 Bis rue Charles-Nodier, 25035 Besançon Cedex (郵送専用住所) 3 Avenue Gare d' eau, 25000 Besançon TEL : 03 81 25 10 00 www.doubs.gouv.fr</p>
<p>・ ジュラ県 (39) Préfecture du Jura 8, rue de la Préfecture, 39030 Lons-le-Saunier Cedex TEL : 03 84 86 84 00 www.jura.gouv.fr</p>
<p>・ オート・マルヌ県 (52) Préfecture de la Haute-Marne 89, rue Victoire de la Marne, 52011 Chaumont Cedex TEL : 03 25 30 52 52 www.haute-marne.gouv.fr</p>

<p>・ムルト・エ・モーゼル県 (54) Préfecture de Meurthe-et-Moselle 6, rue Sainte - Catherine 54000 Nancy TEL : 03 83 34 26 26 www.meurthe-et-moselle.gouv.fr</p>
<p>・ムーズ県 (55) Préfecture de la Meuse 40, rue du Bourg CS30512 55012 Bar-le-Duc Cedex TEL : 03 29 77 55 55 www.meuse.gouv.fr</p>
<p>・モーゼル県 (57) Préfecture de la Moselle 9, Place de la Préfecture, BP 71014, 57034 Metz Cedex 1 TEL : 03 87 34 87 34 www.moselle.gouv.fr</p>
<p>・バ・ラン県 (67) Préfecture du Bas-Rhin 5 Place de la République, BP1047 67073 Strasbourg Cedex TEL : 03 88 21 67 68 www.bas-rhin.gouv.fr</p>
<p>・オ・ラン県 (68) Préfecture du Haut-Rhin 11 avenue de la République 68000 Colmar TEL : 03 89 29 20 00 www.haut-rhin.gouv.fr</p>
<p>・オート・ソーヌ県 (70) Préfecture de Haute-Saone 1 rue de la préfecture BP429 70013 Vesoul Cedex TEL : 03 84 77 70 00 www.haute-saone.gouv.fr</p>
<p>・ヴォージュ県 (88) Préfecture des Vosges 1 Place Foch 88026 Epinal Cedex TEL : 03 29 69 88 89 www.vosges.gouv.fr</p>
<p>・テリトワール・ド・ベルフォール県 (90) Préfecture du Territoire de Belfort 1 rue Bartholdi 90000 Belfort Cedex TEL : 03 84 57 00 07 www.territoire-de-belfort.gouv.fr</p>